

公告第938号

選挙長および理事長選挙の投票を行わないことについて

令和7年10月1日に執行する理事長の選挙については、選挙長および理事長候補者が選挙せられるべき選挙長および理事長の定数を超えないため投票は行いません。

よって、選挙執行規程第12条の規定により公告します。

選挙する選挙長の定数は1名で立候補者数が1名、および選挙する理事長の定数は1名で立候補者数が1名と、選挙すべき選挙長および理事長の定数を超えないため、選挙執行規程により無投票選挙となります。

なお、当選となる理事長は別途公告いたします。

令和7年9月23日

ダイハツ健康保険組合
理事長 田中 光治